

## ハウスメイトの入居者総合サービス「Nサポート」利用規約

制定：2014年10月1日

改定：2023年6月1日

### 第1章 総則

#### 第1条 (名称)

株式会社ハウスメイトパートナーズ(以下「ハウスメイト」という)の入居者総合サービスを「Nサポート」(以下「本サービス」という)と名称します。

#### 第2条 (目的)

本サービスは、ハウスメイトが管理する賃貸物件のご入居者様に対し、安心して快適な賃貸生活に役立つサービスの提供を目的としています。

#### 第3条 (サービス内容)

本サービスはハウスメイトが管理する賃貸物件のご入居者様専用のサービスです。  
具体的なサービス内容は以下のとおりとします。

- ①住替え引越費用応援サービス
- ②臨時宿泊見舞金サービス
- ③災害時入院見舞金サービス
- ④交通事故被害法律相談費用サービス
- ⑤ライフサポートサービス
- ⑥入居者補償制度(引受保険会社:Chubb損害保険株式会社)

#### 第4条 (サービス適用資格及び適用期間、料金等)

- 1.本サービスはハウスメイトが管理する賃貸物件をご契約され、本利用規約を承諾し本サービスへ加入するご入居者様(以下「お客様」という)に適用するものとします。  
※お客様がご入居されない場合、第2章以降のサービスはご入居されるご家族様について適用するものとします。
- 2.本サービス料は、賃貸借契約書に明示した金額とし、賃料と同様の方法にてハウスメイトへ支払うものとします。
- 3.お客様がハウスメイトに支払う本サービス料について、本契約期間中に税率が改正された場合には改正後の税率を適用した金額を支払うものとします。
- 4.本サービス料は、経済事情の変動、法令の改正等に基づく諸事情により改定できるものとします。
- 5.賃貸借契約期間中お客様からの本サービスに対する途中解約はできないものとします。  
お客様の都合により途中解約をされる場合は、賃貸借契約の「賃料・支払い条件等」及び「特記事項」の一部削除を要するため賃貸借契約の再契約が必要となります。  
なお、賃貸借契約の再契約には別途費用が発生します。
- 6.賃貸借契約開始月及び終了月の本サービス料は日割計算とします。ただし、賃貸借契約開始後に本サービスの利用開始又はご入居後に本サービスの内容変更をする場合は、本サービスの開始月に限り、本サービス料は日割計算しないものとします。

#### 第5条 (失効)

- 1.お客様及びご入居されるご家族様が以下の事由に該当した場合、何らの催告を要せず直ちにサービスは失効するものとします。
  - ①加入申込時に虚偽の申告をした場合
  - ②本規約又は諸規定の定め違反した場合
  - ③総会屋、暴力団及びそれらの構成員又はこれらに準ずるもの(以下「暴力団等反社会的勢力」といいます。)である、若しくは暴力団等反社会的勢力に協力・関与していることが判明した場合
  - ④その他、ハウスメイトが本サービス利用者として不適切とみなした場合
- 2.前項の失効に起因して発生した損害に関し、ハウスメイトは何ら責任を負わないものとします。
- 3.第1項で失効した場合の本サービスの精算は日割計算とします。

#### 第6条 (サービス内容の変更及びサービスの終了等)

- 1.ハウスメイトは、お客様への事前通知をもって、本サービスの内容・費用追加、変更、削除、又はこれを中止、終了させることができます。  
なお、事前通知及び最新のサービス内容についてはハウスメイトのホームページに掲載します。(http://www.housemate.co.jp/)
- 2.賃貸借契約の終了又は賃貸物件そのものがハウスメイトの管理では無くなった(以下「物件解約」という)場合、第5条1項に該当した場合は本サービスは当然に終了するものとします。
- 3.本サービスの変更又は終了等に起因して発生した損害に関し、ハウスメイトは何ら責任を負わないものとします。

#### 第7条 (利用規約の変更)

ハウスメイトは、お客様の承諾又は事前の通知なく、本規約を変更できるものとします。  
なお、最新の本規約はハウスメイトのホームページに掲載します。(http://www.housemate.co.jp/)

#### 第8条 (お客様情報の変更)

ハウスメイトに届け出た連絡先・住所やご入居されるご家族の方等の情報(以下「登録情報」という)に変更があった場合、指定の方法により速やかに変更手続を行うものとします。また、登録情報の変更は、お客様の申し出により行うものとします。なお、登録情報の不備、変更手続の不履行や遅延等によりお客様が不利益を被ったとしても、ハウスメイトはいかなる場合も何ら責任を負わないものとします。

#### 第9条 (禁止行為)

お客様及びご入居されるご家族様は、本サービスの利用にあたって以下の行為をしてはならないものとします。

- ①本サービスで定めた内容を超えるサービス提供を求める行為又は本規約を逸脱する行為及びそれに類する行為
- ②本サービスに係る個人・法人・団体に不利益又は損害を与える行為又は与える恐れのある行為
- ③法律に違反する行為又は違反の恐れのある行為
- ④犯罪、反社会的行為を含む公序良俗に反する行為又はそれに関連する行為
- ⑤その他、本サービス利用の一般的なマナーやモラルを著しく逸脱し不適切と判断される行為

#### 第10条 (免責)

- 1.ハウスメイトは、以下の場合に本サービスが一時的に停止又は中止若しくは変更されたとしても、お客様及びご入居されるご家族様が直接的又は間接的に被った一切の損害、損失、不利益等について、いかなる責任も負わないものとします。ただし、入居者補償制度の補償範囲内は除くものとします。
  - ①火災、地震、噴火、洪水、落雷、大雪等の天変地異が生じた場合
  - ②戦争、内乱、テロ、暴動、騒乱等の社会不安が生じた場合
  - ③本サービスに係るシステムの定期点検又は緊急に行う保守・点検
  - ④その他、本サービスの中断が必要であるとハウスメイトが判断した場合
- 2.ハウスメイトは、サービスの利用により発生したお客様及びご入居されるご家族様の損害(ハウスメイトとの間で生じたトラブルに起因する損害を含む)に対し、ハウスメイトに故意及び重過失が無い限り、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

#### 第11条 (個人情報提供及び利用)

「入居者補償制度」を利用するにあたり、ハウスメイトがお預かりしているお客様及びご入居されるご家族様の個人情報を委託先会社であるChubb損害保険株式会社に提供し、必要とする業務に利用することにお客様は同意するものとします。

#### 第12条 (管轄裁判所)

本契約に関し訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第2章 住替え引越費用応援サービス

#### 第13条 (住替え引越費用応援サービス)

- 1.このサービスは以下の要件をすべて満たす場合に限り、引越時の費用の一部を応援する目的として金5,000円を給付します。  
要件1:既に「Nサポート」に加入されているお客様で、ハウスメイトが管理する居住用賃貸物件において賃貸借契約の締結が完了していること  
要件2:本サービスの有効期間中に所定の申請書等を提出しハウスメイトが受理していること  
要件3:引越業者発行の「領収書」コピーを提出可能であること  
※引越業者発行の「領収書」コピーを提出できない場合は対象外となります。
- 2.「住替え引越費用応援サービス」の利用については、お客様は遅滞なく「Nサポート」デスクへ申請するものとします。

#### 第14条 (除外事由)

次のいずれかに該当する場合は、「住替え引越費用応援サービス」の対象から除外するものとします。

- ①法人契約である場合
- ②過去一年以内に「住替え引越費用応援サービス」を利用していた場合
- ③その他、ハウスメイトが不適切と判断すべき合理的な理由がある場合

### 第3章 臨時宿泊見舞金サービス

#### 第15条 (臨時宿泊見舞金サービス)

- 1.このサービスは以下の要件をすべて満たす場合に限り、契約タイプに基づき臨時宿泊見舞金を給付します。  
臨時宿泊見舞金の給付はお客様への付加サービスであるため、「入居者補償制度」におけるChubb損害保険株式会社からの保険金支払いとは無関係に給付するものとします。  
NサポートS:金30,000円 NサポートF:金70,000円  
要件1:別添Nサポートパンフレット「入居者補償制度」記載の家財の損害の補償①～⑦及び⑨の損害の理由により、ご入居されているお部屋が保険金支払いの対象となる事故かつ臨時宿泊が必要であるとハウスメイトが判断していること  
要件2:必要に応じて所轄の消防署あるいは警察署に対して罹災の届出をしていること  
要件3:ハウスメイトが見舞金の給付が適切と判断すべき合理的な理由があること
- 2.臨時宿泊見舞金の給付請求については、ハウスメイトの各担当支店からの案内となります。



## 第16条 (除外事由)

次のいずれかに該当する場合は、「臨時宿泊見舞金サービス」の対象から除外するものとします。

- ①お客様及びご入居されるご家族様の故意又は重過失による場合
- ②お客様及びご入居されるご家族様の親族、同居人による故意又は重過失による場合  
※親族とは、民法第725条に定めのとおり、六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族とします。
- ③地震、噴火、洪水、竜巻、大雪等の広範囲におよぶ天災による場合
- ④その他、ハウスメイトが不適切と判断するべき合理的な理由がある場合

## 第4章 災害時入院見舞金サービス

### 第17条 (災害時入院見舞金サービス)

- 1.このサービスは以下の要件をすべて満たす場合に限り、災害時入院見舞金として、入院された方1人につき金20,000円を給付します。  
要件1:別添Nサポートパンフレット「入居者補償制度」記載の家財の補償①～③の損害の理由により、ご入居されているお部屋が保険金支払いの対象となる事故かつ入院された方が当該居室の入居者であるとハウスメイトが判断していること  
要件2:必要に応じて所轄の消防署あるいは警察署に対して罹災の届出をしていること  
要件3:1事故に対し継続入院日数が2日以上であり、入院先病院発行の「領収書」および「診断明細書」それぞれのコピーを提出可能であること
- 2.「災害時入院見舞金サービス」の利用については、お客様は遅滞なく「Nサポート」デスクへ申請するものとします。

## 第18条 (除外事由)

次のいずれかに該当する場合は、「災害時入院見舞金サービス」の対象から除外するものとします。

- ①お客様及びご入居されるご家族様による故意又は重過失による場合
- ②お客様及びご入居されるご家族様の親族、同居人による故意又は重過失による場合  
※親族とは、民法第725条に定めのとおり、六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族とします。
- ③地震、噴火、洪水、竜巻、大雪等の広範囲におよぶ天災による場合
- ④その他、ハウスメイトが不適切と判断するべき合理的な理由がある場合

## 第5章 交通事故被害法律相談費用サービス

### 第19条 (交通事故被害法律相談費用サービス)

- 1.このサービスは、以下の要件をすべて満たす場合に限り、交通事故被害法律相談費用金として1事故につき金20,000円を限度に実費給付します。  
要件1:「Nサポート」加入期間中に起こった日本国内における交通事故被害に関する損害賠償請求について弁護士に法律相談等を行い、自己の費用でその支払いをしていること  
要件2:「〇年〇月〇日交通事故被害相談」等の相談内容および支払いが確認できる「領収書」等のコピーを提出可能であること
- 2.「交通事故被害法律相談費用サービス」の利用については、お客様は遅滞なく「Nサポート」デスクへ申請するものとします。なお、1事故に対し1回のご請求となり、分割でのご請求はできないものとします。

## 第20条 (除外事由)

次のいずれかに該当する場合は、「交通事故被害法律相談費用サービス」の対象から除外するものとします。

- ①お客様及びご入居されるご家族様による故意又は重過失による場合
- ②お客様及びご入居されるご家族様の親族、同居人による故意又は重過失による場合  
※親族とは、民法第725条に定めのとおり、六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族とします。
- ③お客様及びご入居されるご家族様が当該サービスに準ずる保険等に加入されており、保険金等で弁護士への相談費用が支払われる場合
- ④戦争、内乱、テロ、暴動、騒乱及びその他これらに類似する事変又は暴動
- ⑤地震、噴火、洪水、竜巻、大雪等の天災に起因する事故又はその他類似する事故
- ⑥その他、ハウスメイトが不適切と判断するべき合理的な理由がある場合

## 第6章 ライフサポートサービス

以下サービスはハウスメイトが提携する会社より直接サービスの提供が受けられるものとなります。お客様は本規約以外に提携会社が公表しているすべての規約、規則、注意事項等を承諾して利用するものとします。なお、以下のサービスについては、お客様と以下の提携会社との直接のご契約となるため、ハウスメイトは何らかのトラブルや損失・損害等及び提供される情報・サービス等に関して一切の責任を負わないものとします。

## 第21条 (SOSホットライン)

このサービスは、24時間365日いつでも医療、健康、介護に関する様々な質問に対し専任の看護師から適切なアドバイスを受けられるサービスとなります。利用するにあたり、専用ダイヤルに直接電話をする際に【Nサポート加入】の旨と【専用番号】の申し出が必要となります。

- ◆提携会社:Chubb損害保険株式会社  
専用ダイヤル:フリーダイヤル0120-117-497  
専用番号:HM + ご相談される方の生年月日 (例)1983年8月12日生まれ → HM19830812

## 第22条 (レンタカーサービス)

このサービスはレンタカーを一般料金よりも割安にて提供を受けられるサービスとなります。利用につきましてはハウスメイトホームページ内のバナーからアクセスをお願いします。「ご入居者さま」⇒「入居者総合サービス(Nサポート)」⇒「ライフサポートサービス」⇒「レンタカーサービス」  
◆提携会社:ニッポンレンタカーサービス株式会社  
※ニッポンレンタカーのバナーからアクセスし、会員専用認証コードを入力のうえログインください。専用サイトから予約・決済登録をした本人が来店できない場合は、本サービスを利用できません。なお、詳細についてはニッポンレンタカー専用サイトにてご確認ください。  
「Nサポート」会員専用認証コード:37866

## 第23条 (旅行サービス)

このサービスは海外及び国内旅行を一般料金よりも割安にて提供を受けられるサービスとなります。  
◆提携会社:株式会社エイチ・アイ・エス  
※利用につきましてはハウスメイトホームページ内のバナーからアクセスし、専用ホームページを確認のうえ、直接お問い合わせ・予約をお願いします。なお、限定商品等、一部対象外の商品があります。また、お問い合わせの際に【Nサポート加入】の旨の申し出が必要となります。  
「ご入居者さま」⇒「入居者総合サービス(Nサポート)」⇒「ライフサポートサービス」⇒「旅行サービス」

## 第24条 (エンタメサービス)

このサービスは各種エンターテインメントチケットを一般料金よりも割安にて提供を受けられるサービスとなります。利用につきましてはハウスメイトホームページ内のバナーからアクセスをお願いします。「ご入居者さま」⇒「入居者総合サービス(Nサポート)」⇒「ライフサポートサービス」⇒「エンタメサービス」

## ◆提携会社:株式会社ホリプロ

※ホリプロのバナーからアクセスし、下記の会員専用ID及びパスワードを入力のうえログインください。専用サイト上に割引対象公演が掲載されていますので、そこから予約申し込みをお願いします。なお、公演の詳細についてはホリプロ公式ページにてご確認ください。  
「Nサポート」会員専用ID:housemate パスワード:nsupport

## ◆提携会社:株式会社明治座

※明治座のバナーからアクセスし、下記の会員専用ID及びパスワードを入力のうえログインください。専用サイト上に割引対象公演が掲載されていますので、そこから予約申し込みをお願いします。なお、公演の詳細については明治座公式ページにてご確認ください。  
「Nサポート」会員専用ID:housemate パスワード:meijiza3666

## 第7章 入居者補償制度

### 第25条 (入居者補償制度)

- 1.このサービスは、万一の事故(火災による家財損失等)や賠償責任(不注意による失火、階下への漏水事故等)の際に損害保険から損害に対する補償が提供されるものです。
- 2.前項の損害保険の概要は下記のとおりです。  
ハウスメイトが保険契約者となり、Chubb損害保険株式会社との間で損害保険契約を締結します。お客様は当該保険契約の被保険者(保険金受取人)となり、本サービス料の中から保険料相当額を負担していただきます。  
なお、賃貸借契約の終了あるいは物件解約の場合には前項の損害保険の補償は終了します。  
<記載事項>  
保険種類:リビングプロテクト総合保険  
補償内容:別添Nサポートパンフレットのとおり  
ただし、リビングプロテクト総合保険の改定により、保険料相当額または補償内容に変更が生じる場合があります。改定が生じた際のお知らせ、改定の内容に関してはハウスメイトのホームページに掲載致します。(http://www.housemate.co.jp)  
保険期間:賃貸借契約期間と同じ  
引受保険会社:Chubb損害保険株式会社  
取扱代理店:株式会社ハウスメイトパートナーズ  
※賃貸借契約締結時に同一の所在地(入居戸室)を対象とした他の保険契約を締結している場合は本サービスの提供はいたしませんのでお申し出ください。お申し出のない場合は当該保険契約の被保険者になることに同意いただいたものとみなします。以上

「Nサポート」デスク(株式会社ハウスメイトパートナーズ保険部内)  
ナビダイヤル:0570-022-755 平日9:00~18:00(土日祝日年末年始除く)